

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市教育長（以下「実施機関」という。）が、令和元年12月20日付け31松（教学）第1174号の1でした保有個人情報の一部を開示する決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付け31松（教学）第1391号でした同決定処分（以下「本件処分2」という。）（以下これらを「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 開示請求

審査請求人は、令和元年10月28日付けで実施機関に対し、松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号。以下「条例」という。）第14条の規定により、第3に記載のとおり2件の保有個人情報の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

なお、本件開示請求は、当該請求に関する個人情報に係る〇〇〇〇〇氏の父親である審査請求人が、条例第14条第2項の規定により、本人の法定代理人として開示請求を行ったものである。

2 部分開示決定処分

実施機関は、令和元年12月20日、審査請求人に対し、条例第20条第1項の規定により本件処分をした。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年3月19日付けで審査庁たる実施機関に対し、本件処分1に対する審査請求及び本件処分2に対する審査請求（以下これらを「本件審査請求」という。）をした。

4 審理手続の併合

本件審査請求は、同一の審査請求人に係るものであり、相互に関連している事案であることから、実施機関は、本件審査請求の2件の審理手

続を併合することとした。

5 松山市文書法制審議会への諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第43条第1項の規定により、令和3年10月5日、松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会個人情報保護分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第6条第1項第2号の定めるところにより、本件審査請求について調査審議することとした。

第3 本件開示請求に係る保有個人情報記録されている行政情報の名称又は内容

1 本件処分1に係るもの

前提として憲法、民法上の〇〇〇〇〇の親権者の権利として出せる、松山市の保有する平成27年6月以降の〇〇〇〇〇に関する一切の書類や記録物（〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇とも記載のある、もしくは記載のあったもの（消しこんでいるものも含む。））

自身の子供が〇〇保育園以降に通っていた保育園名や通っている小学校名、子供の生活場所や世帯状況、変更と名のつく一切の書類（〇〇保育園児の保護者変更等）とその変更に関わる一切の書類や記録物や〇〇保育園に関わる一切の書類や記録物（前回のもも含む）。

松山市の保有する〇〇〇〇〇についての保育園、小学校で保有もしくは保有していた記録物（検診等、日誌、日記、報告書等含む）

2 本件処分2に係るもの

前提として憲法、民法上の〇〇〇〇〇の親権者の権利として出せる、平成25年4月以降の松山市の保有する〇〇〇〇〇についての保育園、小学校で保有もしくは保有していた記録物（検診等、日誌、日記、報告書等含む、なおかつ前回開示されている物以外）

第4 本件開示請求に係る保有個人情報の特定

実施機関は、前記第3の内容から、本件保有個人情報について以下のとおりとした。

1 本件処分1に係るもの

〇〇〇〇〇様に関する平成25年4月以降の小学校児童指導要領，出席簿（4月～10月），通信簿，起案文書，就学届，学齢簿，その他申請等書類

2 本件処分2に係るもの

上記1と同じ

第5 本件処分の内容

実施機関は，前記第4の内容から，下記部分を除き，開示を決定した。

1 本件処分1に係るもの

(1) 開示請求者以外（〇〇〇〇〇様を除く。）の個人の氏名（フリガナ・ふりがな），住所，印影，電話番号，続柄，証明書，相談記録，生活に関する情報

(2) 入学前の経歴，学校名，所在地，校章，学級担任氏名，校長氏名，クラス名，起案文書記載事項の一部，番号，学齢簿番号，個人コード

2 本件処分2に係るもの

(1) 上記1(1)と同じ

(2) 上記1(2)と同じ

第6 処分の理由

1 本件処分1に係るもの

前記第5の1(1)の情報は条例第16条第3号本文の不開示情報，前記第5の1(2)の情報は同条第8号カの不開示情報に該当するため。

2 本件処分2に係るもの

前記第5の2(1)の情報は条例第16条第3号本文の不開示情報，前記第5の2(2)の情報は同条第8号カの不開示情報に該当するため。

第7 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求書

(1) 審査請求の趣旨

児童の親権者として通常ならば出せる部分を非公開とした部分の取り消し、公開するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 児童の個人情報の開示が親権者としての権利である為。

イ 申請者の個人情報に正確かつ最新の情報が適切に使用されておらず、なおかつ、事実と違う事を伝えていながら行政庁として確認をしない為に、親権者として、人権侵害、名誉の棄損、精神的苦痛等を与えられており、開示をされない事により、子の福祉に反する行為が行われており、さらに今後も助長されるおそれがあり、児童、児童の親権者として本来なら開示を出来る事によって親権者として児童を守る行為や権利等が妨害されている為。

(3) 補足

ア 申請者は妻との話し合いにより、家を出て行っているが、離婚前提の別居ではない。

イ 妻は家族の貯金を使い込みをしており、妻とは異性関係でのケンカもあった。話し合いを求めたが応じず、いきなり弁護士が入り子供の連れ去りも始まった。子供に会わせないと弁護士から言われ書類も残っている。

ウ 子供の通う病院でカルテ開示をした所、再院を依頼したがなかったとの事がカルテに何回も書かれており、治りも悪いとの事が書かれていた。マンションからは未開封の薬が何個も出て来た為に病院へ行くと医師からは投薬をしていないから治りが悪いとの指摘を受けた。

別に歯科医へ行くと虫歯が多すぎる、乳歯20本ほぼ虫歯、手遅れの歯や骨まで溶けてない所もあるとカルテに書かれていた。歯科医の先生からは治療が必要な期間に約半年来てない、その後も9ヶ月来ていないから心配しているといわれている。

保育園の記録にも病気の治りが遅い事や虫歯が多い事は記録されている。乳歯20本がほぼ虫歯の件もそれまでに松山市が適切な対応をしていない事が分かった為に、子の福祉の観点から親権者と

して、当然知り得たい内容の為に開示を求めている。

エ ○○保育園の卒園式には弁護士の手紙で参加できず、卒園式の後に行くと言った園長先生より、部外者なので帰ってください。部外者なので写真を撮らないように、部外者なので敷地から出て下さいと親権者の自分に対して強制されている。この部外者発言や強要した件について理由もいまだに答えられていない。

オ 現在も児童の民法上の親権者であり、不開示の理由もわからないし、子供とは連れ去りを受けるまで良好な関係にあった。不開示の意味やそうなった経緯を改めて調べてもらいたい。

2 正確な最新の情報での開示について

(1) 個人情報保護法では最新の正確な情報を元にするというルールがある。開示請求だけでなく、事実と違う内容ならば訂正も出来る法律のはずである。適正な執行をしていないのではないかと、不正に関してこちらは指摘しているにも関わらず、松山市が調査をしないから、自身の個人情報の開示をし、事実と違う場合は訂正をしたい事など、子供や自身の事も含め、開示請求をしている。

(2) 通常ならば出せる情報すら親権者に開示出来ない理由があるのは分かったが、事実、真実と違うのであれば、正確な最新な情報を元に個人情報を取り扱う義務があるので、違法性を指摘している市民、親権者に対して、部外者、終わった事だからとは行政庁としてする事ではない。

市民に対して行政庁が取る態度、行動、発言ではなく基本として、情報が正確な、と記載がある以上、申請と異なる事実、真実、証拠が出てきた場合は被害者がいる以上、確認、訂正をする事が正確な運営になるのではないかと。

(3) 子供に関する個人情報は開示している、との主張もあるが、黒塗りの部分が多く、開示しないことと決定した部分が、親権者でも出せない個人情報なのか、本来ならば親権者として出せる情報なのか、記載がなく分からない。他の親権者と同様に親権者でも出せないとの回答であれば、審査請求に関して異論はない。しかし、今回の内容では、

処分庁からも何らかの第三者機関が入っていることを聞いており、何らかの機関が関与している為に出せないような内容や、松山市の当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められたことから、との記載もある事から何らかの適正な執行となるものがされている事実は確認出来る。以上のことから、本来ならば親権者として出せる情報も非開示になっている可能性もある事が読み取れる。

- (4) 今回の個人情報開示に関わる内容の件で、妻の父親に告訴、民事訴訟を行った。この裁判で第三者機関、暴力支援センターへの虚偽報告が分かっている。偽計業務妨害等の犯罪も今回は含まれており、私は妻の嘘、虚偽等により脅迫、傷害の事件に巻き込まれ、今も本来ならば開示出来ていた内容も不開示等の被害にあっている状況である。

結果、妻の嘘を鵜呑みにした父親から和解を申し込まれ、私は拒否をしたが、弁護士、裁判官との話をし、妻の父親も騙されていた事、本人も反省している事などを踏まえ、謝罪を受け入れ和解に応じた。

虚偽の内容、申告で、被害を受けているのは明らかで、過去の不正確な内容で不開示になっている事は明らかである。

3 審査請求の対象について

本件処分1に関し不開示となっている情報のうち、前記第5の1(1)、また、本件処分2に関し不開示となっている情報のうち、前記第5の2(1)は「本来、親権者であっても開示されない情報」に当たると考えられるため、開示を求めない。

第8 実施機関の主張の要旨

1 弁明書

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

条例第16条第8号カの規定により不開示としたことについて

条例第16条第8号カでは、「当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情

報」については、不開示情報と規定されている。

これは、開示することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれたり、関係者の理解、協力等が得られにくくなると認められる情報については、事務事業の執行の観点に鑑み、不開示とすべき情報としたものと解される。

この点について、本件処分についてみると、学校名等や、小学校での児童の様子、生活状況等を開示することは、児童、その他関係者や関係機関と小学校との信頼関係が損なわれる蓋然性が高く、ひいては、今後の小学校の運営事務事業において適正な執行に支障をきたすことが想定される。

よって、処分庁が条例第16条第8号カの規定に基づき一部の個人情報を開示としないことには、何ら誤りはない。

第9 審議の経過

年月日	経過
令和3年10月5日	諮問書の受理
令和3年10月22日	第1回審議
令和3年12月7日	第2回審議，実施機関からの聞取り
令和4年1月25日	第3回審議
令和4年2月15日	第4回審議，実施機関からの聞取り
令和4年3月15日	答申

第10 当審議会の判断の理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としている（第1条）。

2 本件処分の内容

本件処分についてみると、実施機関は、前記第5の1及び2の保有個人情報について、条例第16条第3号本文、同条第4号ア及び同条第8号カの不開示情報に該当することを理由に、開示しないことを決定している。

3 本件審査請求の争点

前記第7の3のとおり、審査請求人から、本件処分のうち、前記第5の1(1)及び第5の2(1)の保有個人情報については開示を求めない旨の主張があったことを踏まえた上で、前記第7の審査請求人の主張及び第8の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次のとおりである。

前記第5の1(2)及び第5の2(2)の保有個人情報（以下「本件不開示情報」という。）について、条例第16条第8号カの不開示情報に該当するとして、不開示とした処分は妥当か

4 争点についての判断

(1) 検討対象

審査請求人は、本件不開示情報のうち、親権者であれば出せる情報の開示を求めている。しかし、本件不開示情報が黒塗りされた行政情報では、実施機関がどの部分について条例第16条第3号本文又は第8号カのいずれを根拠として不開示としたか、一見して明らかではないため、審査請求人が開示を求める部分を直ちに確定することができない。そこで、審査請求人が開示を求める部分を漏れのないように審理するため、以下の方法で本件不開示情報の全てについて確認し、本件処分の妥当性を検討する。

(2) 検討方法

当審議会は、条例第46条第1項の規定により、実施機関に対し、本件処分に係る保有個人情報が記録された行政情報の提示を求め、不開示情報の内容を確認した。また、不開示情報が多数に上るため、条例第46条第3項の規定により、本件不開示情報のうち、条例第16条第8号カを根拠に不開示とした保有個人情報について、当該保有個人情報が記載されている行政情報の名称、頁番号及び行番号等を整理

した表（いわゆるヴォーン・インデックス。別紙1及び別紙2）の提出を受けるとともに、実施機関から不開示とした詳細な理由の聞取りを行った。そして、その結果を基に、本件処分の妥当性を検討した。

(3) 本件処分の妥当性

本件処分の2件は、適用される条例の条項、不開示情報の内容及び審理関係人の主張の大部分が共通しているため、併せて不開示の妥当性を検討する。

ア 条例第16条第8号カの基本的な考え方

条例第16条第8号カは、「市又は国等が行う事務事業に関する情報で、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報」を不開示とすることを定めている。

ここでいう「事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報」とは、開示することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれ、又は関係者の理解、協力等が得られにくくなると認められる情報などのことであるが、そのような事務事業に関する情報を開示することによる利益と支障とを比較衡量した結果、開示することによる本人の利益を考慮してもなお、当該事務事業の適正な執行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものに限る趣旨である。また、この場合の「支障」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務事業の適正な執行に支障が生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないと解される。

イ 条例第16条第8号カ該当性

実施機関によると、本件不開示情報は〇〇〇〇〇氏の通学先に関する情報を含むものであるが、関係機関から得た情報を総合的に判断し、第三者機関から通報があったことを踏まえると、明らかにしてしまうと児童、その他関係者や関係機関と小学校との信頼関係を損なう蓋然性が高いとのことである。また、小学校の運営については学校と児童やその他関係者との信頼関係の下に円滑な教育や学校活動での取組が可能となるものであるため、その信頼関係を損な

うと、児童やその他関係者の理解や協力が得られづらくなってしまい、教育や学校活動に支障を及ぼすと主張する。

そこで、上記(2)の方法により、当審議会において実際に本件内容を確認し、実施機関に聞取りをしたところ、その内容は、全て前記第5の1(2)及び前記第5の2(2)に記載の情報に分類されるもので、〇〇〇〇〇氏の通学先など、第三者機関からの通報後の居所に関わる情報であった。そして、第三者機関から通報があったことを踏まえると、このような情報を開示してしまうと、児童、その他関係者や関係機関と市（小学校を含む。以下同じ。）との信頼関係を損なうことになると考えられ、さらに、このような情報が開示されとなれば、同様の事案において、児童やその他関係者が市に相談することをためらうことのほか、児童やその他関係者の理解や協力が得られず、必要な情報の提供がなされないなど、適正な教育や学校活動に支障を及ぼす蓋然性が高いと考えられる。

また、関係機関においても、通報内容に関係する情報を開示されとなれば、市に対する信頼が損なわれ、今後、市との関係性において、通報をためらうことのほか、協力や情報の提供がなされないなど、適切な教育や学校活動に支障を及ぼす蓋然性が高いと認められる。

以上を踏まえれば、児童、その他関係者や関係機関と市との信頼関係を損なう蓋然性は高く、当該事務事業の適正な執行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが認められることから、条例第16条第8号カの不開示情報に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、親権者であれば出せる情報の開示を求めており、本件不開示情報は、本来、法定代理人である親権者であれば開示できる可能性のある保有個人情報であるが、上記のとおり、条例第16条第8号カに該当することから、たとえ親権者であるとしても、開示することはできないものと認められる。

また、審査請求人は、第三者機関からの通報内容に虚偽の事実があるため、正確な最新の情報に基づき開示するよう求めているが、

当審議会は、第三者機関が判断し、通報を行った内容について、その真否の調査、判断をする立場にない。なお、実施機関においても同様であり、関係機関等から第三者機関が通報内容を訂正した旨の連絡などがなければ、現時点での通報内容に基づく判断とならざるを得ないと考えられる。

5 結論

以上のことから、当審議会は、本件開示請求に係る保有個人情報記録されている行政情報について、一部を不開示とした本件処分は妥当であると判断する。

よって、「第1 松山市文書法制審議会の結論」のとおり答申する。

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 妹尾 克敏

同 桐木 陽子

同 高橋 直子

(別 紙 1)

本件処分 1 ヴォーン・インデックス

不開示とされた文書の名称	当該情報の位置 (頁番号, 行番号等)	不開示とされた情報	審議会の 判断
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 1学年の学級名	クラス名	不開示
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 入学前の経歴	入学前の経歴	不開示
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 学校名及び所在地	学校名, 所在地	不開示
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 校長氏名印	校長氏名	不開示
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 学級担任者氏名印	学級担任氏名	不開示
小学校児童指導要録(様式2)	2頁 学校名	学校名	不開示
小学校児童指導要録(様式2)	2頁 1学年の学級名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年4月)	4頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年4月)	4頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年5月)	5頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年5月)	5頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年6月)	6頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年6月)	6頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年7月)	7頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年7月)	7頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年8月)	8頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年8月)	8頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年9月)	9頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年9月)	9頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年10月)	10頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年10月)	10頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
通信簿	11頁 校章	校章	不開示
通信簿	11頁 学校名	学校名	不開示
通信簿	11頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
通信簿	11頁 校長氏名	校長氏名	不開示

通信簿	11 頁 学級担任氏名	学級担任氏名	不開示
平成 31 年度 準要保護児童生徒等認定台帳	16 頁 表中の 9 段目 学校名	学校名	不開示
起案文書	17 頁 件名及び内容欄の記載事項	起案文書記載事項の一部	不開示
平成 31 年度 準要保護児童生徒等認定台帳	18 頁 表中の 9 段目 学校名	学校名	不開示
委任状	22 頁 7 行目 1 学年の組名	クラス名	不開示
就学届	26 頁 3 行目 ナンバー	番号	不開示
就学届	26 頁 入学する学校名	学校名	不開示
学齢簿	27 頁 就学する小学校の学校名	学校名	不開示
学齢簿	27 頁 学齢簿番号	学齢簿番号	不開示
学齢簿	27 頁 個人コード	個人コード	不開示

(別 紙 2)

本件処分2 ヴォーン・インデックス

不開示とされた文書の名称	当該情報の位置 (頁番号, 行番号等)	不開示とされた情報	審議会の 判断
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 1学年の学級名	クラス名	不開示
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 入学前の経歴	入学前の経歴	不開示
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 学校名及び所在地	学校名, 所在地	不開示
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 校長氏名印	校長氏名	不開示
小学校児童指導要録(様式1)	1頁 学級担任者氏名印	学級担任氏名	不開示
小学校児童指導要録(様式2)	2頁 学校名	学校名	不開示
小学校児童指導要録(様式2)	2頁 1学年の学級名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年4月)	4頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年4月)	4頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年5月)	5頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年5月)	5頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年6月)	6頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年6月)	6頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年7月)	7頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年7月)	7頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年8月)	8頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年8月)	8頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年9月)	9頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年9月)	9頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
出席簿(平成31年10月)	10頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
出席簿(平成31年10月)	10頁 担任氏名	学級担任氏名	不開示
通信簿	11頁 校章	校章	不開示
通信簿	11頁 学校名	学校名	不開示
通信簿	11頁 第1学年の組名	クラス名	不開示
通信簿	11頁 校長氏名	校長氏名	不開示

通信簿	11 頁 学級担任氏名	学級担任氏名	不開示
平成 31 年度 準要保護児童生徒等認定台帳	16 頁 表中の 9 段目 学校名	学校名	不開示
起案文書	17 頁 件名及び内容欄の記載事項	起案文書記載事項の一部	不開示
平成 31 年度 準要保護児童生徒等認定台帳	18 頁 表中の 9 段目 学校名	学校名	不開示
委任状	22 頁 7 行目 1 学年の組名	クラス名	不開示
就学届	26 頁 3 行目 ナンバー	番号	不開示
就学届	26 頁 入学する学校名	学校名	不開示
学齢簿	27 頁 就学する小学校の学校名	学校名	不開示
学齢簿	27 頁 学齢簿番号	学齢簿番号	不開示
学齢簿	27 頁 個人コード	個人コード	不開示